2025年4月版

株式会社
日本貿易保険

重要事項説明書

～ご契約前に必ずご確認・ご了解いただきたい大切な情報～

本書は、保険金をお支払いできない場合やお客様の義務等、ご契約のお申込みにあたって特にご注意いただきたい事項を記載しております。本書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約の内容につきましては、「商品パンフレット」の他、詳細は約款等をご参照ください。

対象保険種

● **海外事業資金貸付保険（劣後ローン特約）**

目　次

ご留意いただきたい事項 …… 1
概要 …… 2
1. 保険金をお支払いできない主な場合
（1）免責となる主な場合 …… 4
（2）保険金不払い又は返還となる主な場合 …… 5
（3）保険契約解除又は失効となる主な場合 …… 6
2. お客様に履行していただく約款上の主な義務について
（1）保険契約締結時等のお客様の義務 …… 8
（2）保険契約締結から保険金ご請求までのお客様の義務 …… 9
（3）保険金のご請求から回収までのお客様の義務 …… 12
（4）その他の義務 …… 14
3. その他ご注意いただきたい主な事項
（1）権利侵害が発生した場合の保険金支払要件について …… 15
（2）事業不能等が発生した場合の保険事故認定 …… 15
（3）「事故直前の評価額」と「事故直後の評価額」を確認する書類について …… 16
（4）同種の危険をてん補する他の保険契約が存在する場合の通知義務 …… 17
（5）償還金額及び償還期限確定の通知義務について …… 17
（6）貸付または保証債務に関する予定通知について …… 17
（7）貸付又は保証債務に関する確定通知について …… 18
（8）その他の通知義務について …… 18
（9）出再に伴う再保険会社等への情報提供について …… 18

ご留意いただきたい事項

1 お申し込みいただく保険契約には、保険商品に応じた日本貿易保険（以下「NEXI」といいます。）の約款等（保険約款、運用規程その他ご契約の保険商品に適用のあるすべての規程をいいます。以下同様とします。）や保険証券等に記載の特約が適用され、当該約款等や特約が契約の内容となります。保険商品の内容につきましては、「商品パンフレット」及び約款等を併せてご確認ください。（NEXI ウェブサイト（https://www.nexi.go.jp）のお役立ちコンテンツよりダウンロードできます。）

2 免責事項に該当する場合、又はお客様の故意・過失により発生した損失及びお客様が約款等や保険証券等に記載の特約に定められた義務を履行しなかった場合等に生じた損失に対しては、保険金をお支払いできない、又は一旦お支払いした保険金をご返還いただく場合がございます。その場合であっても保険料は返還できません。

※「お客様」とは、被保険者を意味する場合と、保険契約者、被保険者、若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の役員、代理人若しくは使用人を意味する場合がございます。詳しくは、約款等をご確認ください。以下同様とします。

概　要

1	このようなときは保険金は支払われません！	免責となる主な場合	p.4
2	このようなときは保険金をお支払いしないことや保険金をご返還いただくことがあります！	保険金不払い又は返還となる主な場合	p.5
3	このようなときは保険契約を解除する又は保険契約が失効することがあります！	保険契約解除又は失効となる主な場合	p.6
4	お客様に必ず行っていただく義務があります！	お客様に履行していただく約款上の主な義務	p.8

～義務を怠りますと保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください～

(1)保険契約締結時等

①	重要な事実について告知してください。	**告知義務**（p.8）
②	贈賄防止に努めてください。	**贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等**（p.8）

(2)保険契約締結から保険金のご請求まで

①	債権を管理保全してください。	**債権保全義務**（p.9）
②	損失の恐れが高まった場合はご通知ください。	**損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務**（p.9）
③	損失が拡大しないよう措置をとってください。	**損失防止軽減義務**（p.10）
④	償還期限に不払いが発生したときはご通知ください。	**損失発生等の通知義務**（p.10）
⑤	償還期限における不払いを通知した後、入金があったときにもご通知ください。	**入金通知義務**（p.11）

(3)保険金のご請求から回収まで

①	保険金をご請求された後であっても、貸付金等の回収に努めてください。	**回収義務**（p.12）
②	回収の状況を報告してください。	**回収義務履行状況報告義務**（p.13）
③	回収金がありましたら納付してください。	**回収金納付義務**（p.13）

(4)その他の義務

①	NEXI の指示に従っていただく場合があります。	**指示に従う義務**（p.14）
②	NEXI の調査に応じてもらう場合があります。	**調査に応ずる義務**（p.14）

5 他にもご注意いただきたいことがあります！ その他ご注意いただきたい主な事項 p.15

1. 保険金をお支払いできない主な場合

（1）免責となる主な場合

以下に掲げるような損失に対して保険金は支払われません。なお、以下の損失以外でも保険金が支払われない場合があります。これらの場合、保険料は返還できません。詳しくは、「商品パンフレット」及び約款等をご確認ください。

① お客様の故意又は重大な過失により生じた損失

② 貸付又は保証債務に関してお客様による法令（外国の法令を含みます。）違反があった場合において生じた損失

③ 保険責任の開始日前、又は保険責任の終了日以降に生じたてん補事由による損失

④ お客様の告知義務違反により NEXI が解除した保険契約における損失（ただし、保険契約の解除前に生じた当該告知事項に基づかない損失は除きます。告知義務については8ページをご参照ください。）

⑤ お客様が損失防止軽減義務の履行を怠った場合において、その義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる損失

⑥ NEXI が指示をした場合において、お客様が指示に従わなかったことにより拡大したと認められる損失

（2）保険金不払い又は返還となる主な場合

以下の場合等においては、保険金の全部若しくは一部を支払わず、又は一旦お支払いした保険金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。その場合であっても、保険料の返還はできません。詳しくは、「商品パンフレット」及び約款等をご確認ください。

① お客様の過失（重大な過失を除きます。）により損失が生じたとき

② お客様が故意又は過失により事実を告げなかったとき、又は真実でないことを告げたとき

※ 保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な申告がある場合も含まれます。

③ お客様が約款や特約の条項に違反したとき

④ お客様が反社会的勢力等に該当し、又は反社会的勢力等による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき

⑤ 正当な理由なく期限内に保険金請求を行わないとき

（3）保険契約解除又は失効となる主な場合

※重大な内容変更等に該当する主な事項は次ページをご参照ください。

以下の場合等においては、保険契約の解除又は失効となることがあります。その場合、保険料の返還はできません。詳しくは、「商品パンフレット」及び約款等をご確認ください。

① 保険契約締結当時、お客様が損失を受けるおそれのある重要な事実又は海外事業資金貸付保険の対象となるための要件に係る重要な事実のあることについて、故意又は過失によって、NEXIにこれを告げず、又は真実でないことを告げたとき

② お客様が貸付金債権等、貸付金等又は保証債務に関し、重大な内容変更等に該当する変更を行った場合で、NEXIが当該変更を承認しないとき

③ お客様が貸付金債権等、貸付金等又は保証債務に関し、重大な内容変更等に該当する変更を行った場合で、NEXIが当該変更を承認する際に付帯した条件が成就されないとき

④ お客様が貸付金債権等、貸付金等又は保証債務に関し、重大な内容変更等に該当する通知を怠ったとき

⑤ お客様が貸付金債権等、貸付金等又は保証債務に関し、重大な内容変更等に該当する変更を行った場合で、事前にNEXIの承認をとり、その際にNEXIが付した条件が成就されていないにもかかわらず重大な内容変更等の通知を行ったとき

⑥ NEXIの指定する日までにNEXIの指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったとき

⑦ お客様が、貸付又は保証債務に関して不正競争防止法（平成５年法律第４７号）又は刑法（明治４０年法律第４５号）の贈賄に関する規定に違反したとき

⑧ 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドラインに基づき、お客様がNEXIに提出したスクリーニングフォームの内容の全部又は一部が、お客様の故意又は過失により事実に反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、貿易保険における環境社会配慮のためのガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき

⑨ お客様が約款や特約の条項に違反したとき

⑩　お客様が反社会的勢力等に該当し、又は反社会的勢力等による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき

※重大な内容変更等に該当する主な事項

※資金貸付の相手方等には保険対象再投資先企業を含みます。

① 資金貸付の相手方等又は保証人の変更
② 資金貸付の相手方等が所在する国又は保証人が所在する国の変更
③ 契約通貨の変更
④ 当初又は内容変更承認後の貸付金等の額の増額
⑤ 資金貸付金等の資金使途の変更
⑥ 資金貸付金等の償還期日又は利払期日の延長（貸付契約等の変更を伴わず証券記載の償還期日又は利払期日を延長する場合においても本号の事由に該当するものとする。）
⑦ 貸付金等の償還方法又は利払方法（金利計算方法の変更を含む。）の変更
⑧ 貸付契約等に係る支払保証契約の変更
⑨ 保証債務にかかる保証契約内容の変更
⑩ その他特約に規定する事項

詳細については、海外事業資金貸付保険手続細則別表2及び特約の内容をご参照ください。

2. お客様に履行していただく約款上の主な義務について

お客様が約款上の義務を履行されなかった場合は、NEXI は保険金をお支払いできない、又は一旦お支払いした保険金を NEXI にご返還いただく場合がございますので、十分ご留意願います。告知義務違反の場合には、保険契約を解除することがあります。その場合、保険料の返還はできません。

以下は、お客様に履行していただく約款上の義務のうち、特に重要な義務について記載したものです。以下に掲げた義務以外にも、履行していただく約款上の義務がございますので、「商品パンフレット」及び約款等を、必ずご確認ください。

(1)保険契約締結時等のお客様の義務

① 告知義務

お客様が損失を受けるおそれのある重要な事実又は海外事業資金貸付保険の対象となるための要件に係る重要な事実(「告知事項」といいます。)のあることについて、保険契約締結時に申告していただく必要があり、これを告知義務といいます。

なお、告知内容によっては、保険契約をお申込みいただいても、お引き受けできない場合があります。また、お客様が、告知事項について、故意又は過失によって、これを告げず、又は真実でないことを告げたときは、保険契約を解除する場合があります。

② 贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等

保険のお申込に際して、贈賄防止等の誓約と、過去 5 年以内の贈賄関与に関する申告をしていただく必要があります。

※ 保険契約期間中に、不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴された場合、NEXI に速やかにご連絡ください。

（2） 保険契約締結から保険金ご請求までのお客様の義務

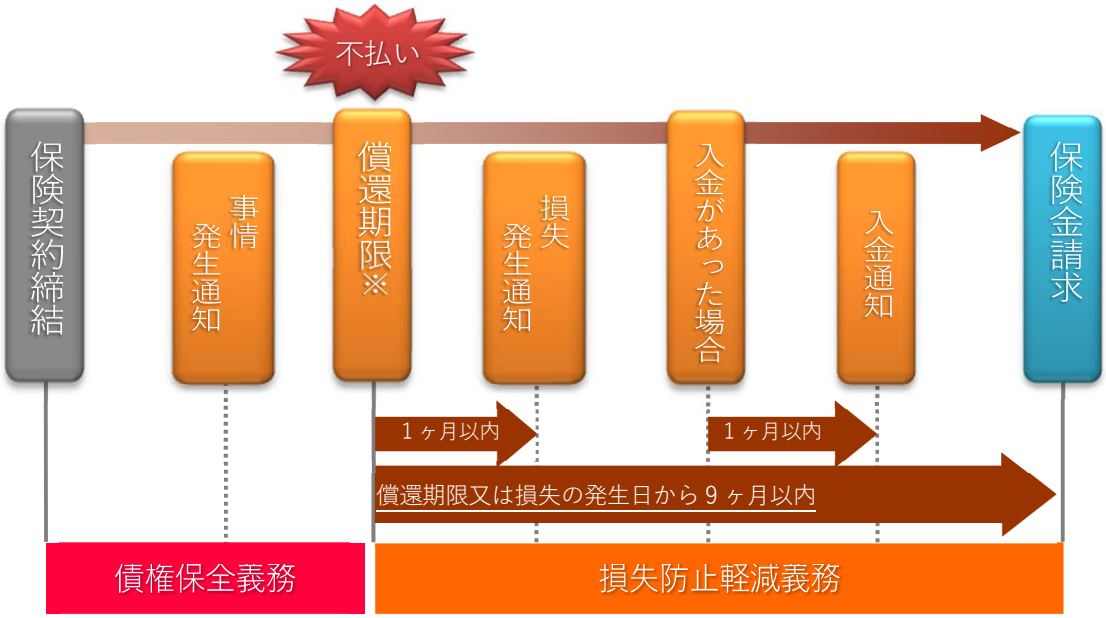

※保証債務の負担を対象とする保険の場合は、償還期限後の保証債務履行による求償権取得の日

① 債権保全義務

貿易保険が付保されている債権について、貿易保険が付保されていない場合と同程度の注意をもって、管理保全に努めていただく必要があります。

契約関連書類（貸付契約書、保証契約書等）の原本については、保険金請求以降においても、お客様にて保管していただく必要があります。

② 損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務

償還期限前に、貸付の相手方等についての破産手続開始の決定やこれに準ずる事由の発生等を知ったときは、当該事情の発生を知った日から15日以内に事情発生通知書により NEXI にご連絡ください。

※「損失を受けるおそれが高まる事情」に関しては、手続細則に規定がございますので、手続細則も併せてご確認ください。

※「事情発生通知書」等の各種通知・申請様式は NEXI ウェブサイト（https://www.nexi.go.jp）よりダウンロードできます。通知書についてご不明な点がありましたら、NEXI までお問い合わせください。

③ 損失防止軽減義務

損失の発生又は損失の発生が不可避となった場合、お客様は貿易保険が付保されている債権の損失軽減のために一切の合理的措置を講じていただく必要があります。

損失の全部又は一部の賠償を受けることができる場合は、その賠償請求権の行使又は確保に必要な手続をとっていただく必要があります。

損失防止軽減義務の内容は具体的な場合に応じて異なりますので、取るべき合理的措置についてご不明な点がありましたら、NEXI までお問い合わせください。

※ お客様が損失防止軽減義務の履行を怠った場合、その義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる損失については、保険金をお支払いできないことがあります。

※ 保険金請求時（NEXI に権利行使等の委任をしない場合は保険金支払い時）までの回収に要した費用（出張費等）は原則としてお客様のご負担になります。保険金請求後の回収費用は NEXI から事前承認を得たうえで、費用負担を申請いただけます。

④ 損失発生の通知義務

損失の発生を知ったときは、損失の発生を知った日から 1 ヶ月以内に損失発生通知書により NEXI にご連絡ください。

※損失が発生した場合は、上記通知期限内であっても早めに NEXI にご相談くださいますようお願いいたします。

※「損失発生通知書」は NEXI ウェブサイト（https://www.nexi.go.jp）よりダウンロードできます。通知書についてご不明な点がありましたら、NEXI までお問い合せください。

⑤ 入金通知義務

損失発生通知書を提出いただいた後、貸付の相手方等又は保証人から入金があった場合等回収した金額があるときは、入金日から1ヶ月以内かつ保険金請求前に入金通知書により NEXI にご連絡ください。

※ 以上②④⑤の各通知を規定の期間内にご提出いただけない場合は、保険金をお支払いできないこともございますのでご注意ください。

（3） 保険金のご請求から回収までのお客様の義務

（※１）保険金請求日から３ヶ月ごと。償還期限から２年を経過した場合には１年ごと。
（※２）回収金通知は回収日から１ヶ月以内。回収金納付は請求書に記載の期限まで。
なお、回収義務の終了以降も、回収金があった場合の回収金納付義務は継続します。

①　回収義務

保険金のご請求をされた後においても、貸付金、求償金、賠償金又は違約金などお客様の権利として請求しうる一切の金銭の回収に努めていただく必要があります（ただし、当該権利行使の相手方について破産手続の決定がなされたことその他やむを得ない事情により当該権利を行使することが困難であることについて NEXI の認定を受けたとき又は NEXI に権利行使等の委任を行った場合は除きます）。

回収義務の内容は具体的な場合に応じて異なりますので、努めるべき回収行為についてご不明な点がありましたら、NEXI までお問い合わせください。

② 回収義務履行状況報告義務

NEXI に権利行使等の委任を行った場合や当該権利を行使することが困難である旨NEXI の認定を受けた場合を除き、回収義務の履行状況については、保険金の請求日（※）から3ヶ月ごとに回収義務履行状況報告書を NEXI に提出いただきます。ただし、償還期限から2年を経過したものについては、1年ごとの提出となります。

※保険金の請求日は、貿易保険共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事情の発生を知って履行状況報告書を提出した場合には「当該報告の日」、回収金通知書を提出した場合には「当該通知の日」、回収義務終了認定申請を行い NEXI の認定を得られなかった場合には「当該不認定の通知の日」をいいます。ただし、上記にかかわらず状況変化を知った場合には速やかにご連絡ください。

③ 回収金納付義務

お客様が保険金をご請求された後に回収された金額があるときには、回収した日（保険金が支払われる前に回収した金額があるときは、保険金支払日）から1ヶ月以内に NEXI に回収金通知書をご提出ください。NEXI では、同通知に基づき回収金納付請求書を発行いたしますので、支払期限の日までに請求額全額をお振込みください。

（4） その他の義務

保険契約の締結から回収行為の終了まで、お客様には以下のとおり NEXI の指示や求めに応じ、必要な行為を行っていただく場合があります。

① 指示に従う義務

NEXI は、貸付金債権等、保証債務に関し、お客様に指示をする場合があります。お客様が指示に従わなかったことにより拡大したと認められる損失については保険金をお支払いできないことがあります。

② 調査に応ずる義務

NEXI は、貸付金債権等、貸付金等、保証債務に関して、お客様に調査、報告、資料の提出を求める場合があります。また、貸付の相手方、保証債務に係る主たる債務者、業務若しくは資産の状況に関して、同様の対応をお願いする場合もあります。その場合は調査が円滑に進むようご協力ください。

3. その他ご注意いただきたい主な事項

（1）権利侵害が発生した場合の保険金支払要件について

外国政府等による行為の結果、貸付の相手方等又は保険対象再投資先企業の権利・利益等について損害が生じたとしても、その行為が合法的なものである場合には保険金支払いの対象とはなりません。国際法又は国内法に照らして違法な行為であることが保険金支払いの要件となります。

違法な行為であることの認定にあたっては、国内法違反の場合は裁判による判決が必要となります。国際法違反の場合は、必ずしも国際仲裁による判断等を求めるものではなく、仲裁判断の事例や公正な第三者意見を参考に、違法な行為に該当するかを個別に判断します。

（2） 事業不能等が発生した場合の保険事故認定

保険金をお支払いする要件として、保険期間中に保険事故が発生している必要があります。事業不能等（1 ヶ月以上の事業休止または事業継続不能など）の発生を要件とする権利侵害リスク、戦争リスク、不可抗力リスクにおいては、以下の事象が保険責任期間中に生じることを要します。

◆貸付の場合

① 権利侵害、戦争、不可抗力等の事由発生

② 貸付の相手方が損害を受け、事業不能等となる

③ 貸付契約等における期限の利益の喪失の発生

④ 貸付の相手方に対し貸付金等の全額返還請求

⑤ 貸付金等の回収不能

◆保証債務の場合

①権利侵害、戦争、不可抗力等の事由発生

②保証債務に係る主たる債務者が損害を受け、事業不能等となる

③保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行

④債権者が被保険者に対し保証債務の履行を請求

⑤被保険者が保証債務を履行

（3）「事故直前の評価額」と「事故直後の評価額」を確認する書類について

収用・権利侵害リスク、戦争・不可抗力リスクによる事故が発生した場合には、保険事故の損失額（本保険でてん補するリスクと因果関係がある損失額をいいます。）を算定するために、貸付の相手方に対する貸付元本・利子又は保証債務の履行により取得した求償権の「事故直前の評価額」と「事故直後の評価額」が確認できる必要があります。

具体的にはお客様に以下の書類のいずれかのご提出をお願いします。また、以下に限らず、保険期間中は、財務諸表等（お客様、貸付の相手方等、保険対象再投資先企業のみならず、中間法人の財務諸表等を含みます。）を保管していただくようお願いします。

① 貸付の相手方等の財務諸表等（公認会計士が監査又はレビューしたもの）

② ①で提出すべき貸付の相手方等の財務諸表等の提出が困難な場合は、お客様の財務諸表等（公認会計士が監査又はレビューしたもの）の作成の基礎となる貸付の相手方等の財務諸表等（公認会計士が監査又はレビューしていないもの）

「直前」の書類としては、事故が発生する前の直近のもの、「直後」の書類としては、事業継続不能の場合は、事故以降で事故が発生した時点に最も近いものを提出いただきます。事業休止の場合は、事業を再開した日以降でその再開日に最も近いものを、見通しが不明な場合は、事業休止が1ヶ月以上継続した日以降の任意の日のものをご提出いただきます。

いずれの書類の写しも提出が困難な場合は、個別に判断します。

（4） 同種の危険をてん補する他の保険契約が存在する場合の通知義務

NEXI がてん補する危険と同種の危険をてん補する他の保険契約が存在することを知ったときは、当該事実を知った日から1ヶ月以内、かつ、保険金請求時までに当該保険契約について NEXI に書面で通知いただく必要があります。

各保険契約におけるてん補責任額の合計が損失額を超える場合には、損失額に、NEXI のてん補責任額の各保険契約のてん補責任額の合計額に対する割合を乗じた額を支払保険金とします。

（5） 償還金額及び償還期限確定の通知義務について

貸付金等の全部又は一部について償還金額及び償還期限が確定したときは、当該金額及び期限が確定した日から 1 ヶ月以内にその旨を NEXI に書面で通知いただく必要があります。

（6） 貸付または保証債務に関する予定通知について

毎年、2 月 5 日までに、翌 4 月 1 日から始まる新保険年度の貸付（保証債務の負担にあっては、出資先企業（子会社等）による借入をいいます。（7）においても同様です。）及び償還に関する予定日及び金額を NEXI に通知いただく必要があります。なお、2 月 5 日以降に保険の申込みを行う場合は、保険申込みの際に、当該予定通知の提出も必要となります。

※既に償還確定済みの案件については、上記の通知は不要です。

（7） 貸付又は保証債務に関する確定通知について

毎年、4 月 5 日までに、前保険年度の貸付及び償還の実績を NEXI に通知いただく必要があります。前保険年度において予定されていた貸付と償還に変更がない場合も通知は必要です。

※既に償還確定通知済みの案件については、上記の通知は不要です。

（8） その他の通知義務について

被保険者の意思によらない重大な内容変更等（P.7「※重大な内容変更等に該当する事項」に該当する場合を除く）や貸付の相手方等の経営支配関係の実質的な変化が生じたときは、当該事由が生じたことを知った日から15日以内かつ保険責任終了の日までに、その旨を NEXI に通知いただく必要があります。

※「その他の通知義務」に基づく通知事由や通知方法については海外事業資金貸付保険手続細則 第 31 条、別表 4 に規定がありますのでご確認下さい。

（9） 出再に伴う再保険会社等への情報提供について

NEXI では、財務の健全性維持のための効果的かつ効率的な手法として、民間再保険会社等への出再を活用する場合があります。

出再にあたっては、ご契約情報等を民間再保険会社等に提供する場合があり、その際には再保険会社等と守秘義務契約を締結するなどの情報の保護のために適切な措置を講じます。

同情報提供につき、事前にお客様にご連絡が必要等のご事情がある場合には、所定の様式を保険申込書に添えてご提出ください。

ご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください

受付時間：月～金曜日、9 時～12 時、13 時～17 時 30 分（祝祭日・年末年始を除きます。）

保険のお申込み、 その他一般的なお問い合わせ	本店　投資保険部 投資保険第一グループ 投資保険第二グループ	 TEL 03-3512-7668 TEL 03-3512-7600
保険事故・回収に関するお問い合わせ	本店　査定・回収部 査定グループ、回収グループ	 TEL 0120-673-094

NEXI は、現在、保険商品ごとに重要事項説明書の改訂を順次行っております。本重要事項説明書において説明した内容が他の保険商品にかかる重要事項説明書に含まれていない場合等であっても、他の保険商品の条項の解釈に影響を与えるものではありません。保険商品の契約にあたっては、約款等を必ずご確認いただき、お客様自身の責任で分析検討いただくようお願い致します。